

石綿障害予防規則の改正について

令和2年7月1日付けで改正石綿規則が公布されましたので、その概要についてお知らせします。

改正のポイント

(改正後のうち注記がないものは令和3年4月1日施行です)

	レベル1 石綿含有吹付け材	レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材	レベル3 スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等その他石綿含有建材
現 行	計画届※14日前	作業届※工事開始前	
	○事前調査 ○作業計画 ○掲示 ○湿潤な状態にする ○マスク等着用 ○作業主任者の選任 ○作業者に対する特別教育 ○健康診断		
	○负压隔離 ○集じん・排気装置の初回時点検等 ○作業開始前の负压点検		
改 正 後	レベル1 石綿含有吹付け材	レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材	○けい酸カルシウム板1種(破碎時) ^{※3} ○仕上げ塗材(電動工具での除去時)
	レベル3 スレート、Pタイル等その他石綿含有建材		
	○事前調査(資格者 ^{※1} による調査・調査結果の3年保存、調査記録の現場への備え付け) ○作業計画(作業状況等の写真等による記録・3年保存) ○掲示 ○湿潤な状態にする ○マスク等着用 ○作業主任者の選任 ○作業者に対する特別教育 ○健康診断		
	事前調査結果等の届出 ^{※2} 【令和4年4月1日施行】		
	計画届(レベル2も)※工事開始14日前		
	○负压隔離 ○集じん・排気装置の初回時・変更時点検 ○作業開始前、中断時の负压点検 ○隔離解除前の取り残し確認 等		○隔離 ※负压は不要

※1：一般建築物石綿含有建材調査者・特定建築物石綿含有建材調査者・一戸建て等石綿含有建材調査者。
なお、それぞれの資格につきましては、登録講習を修了する必要があることから、**資格が必須となるのは令和5年10月1日から**となります。

※2：解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事について必要。事前調査結果等は、工事開始前に電子システムにより労働基準監督署に届け出る必要があります。

※3：石綿含有けい酸カルシウム板1種(天井、耐火間仕切壁等に使用)は他のレベル3より飛散性が高いことから分離したもので、**当該措置の義務付けは令和2年10月1日から**となります。

詳しくはお近くの労働基準監督署または労働局労働基準部健康安全課までお問い合わせください。